

令和7年度

# 行政監査結果報告書

「読書活動の支援について」

板橋区監査委員

## 目 次

第1 監査実施概要.....	1
1 監査テーマ.....	1
2 監査テーマ選定の趣旨.....	1
3 監査の着眼点.....	1
4 監査対象及び監査対象課.....	2
5 監査実施期間.....	2
6 監査委員による聞き取り調査等.....	2
第2 監査結果.....	3
現況と課題.....	3
1 読書・図書館に関する法令.....	3
2 読書・図書館に関する計画.....	6
3 区立図書館の概況.....	9
4 区立図書館の事業・取組.....	21
5 学校の事業・取組.....	28
6 その他の事業・取組.....	42
検討・改善を求める事項 .....	46
着眼点1 読書活動の支援に関する事業は計画的に行われているか。 また、事業に係る経費は効率的に使われているか。 .....	46
着眼点2 計画に対して所期の効果を収めているか。 .....	47
総括意見.....	48

# 第1 監査実施概要

## 1 監査テーマ

読書活動の支援について

## 2 監査テーマ選定の趣旨

板橋区（以下「区」という。）は、「板橋区基本計画 2025」の基本政策である「魅力ある学び支援」の施策の一つとして、区民の読書活動の支援に取り組んでいる。

令和3年3月には新中央図書館を開設し、施策指標である図書館の「区民一人当たりの年間図書貸出冊数」や「区民一人当たりの年間入館回数」の向上を目指し、様々な事業を実施している。

また、「教育ビジョン 2025」の実施計画である「いたばし学び支援プラン 2025」に基づき、図書館を活用した学校の読書活動の充実、中央図書館の事業拡大、「絵本のまち板橋」の推進に取り組んでいる。

さらに、子どもの読書活動については、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき「板橋区子ども読書活動推進計画 2025」を策定し、多くの事業を展開しているところである。

令和7（2025）年度は、これらの計画が最終年度を迎える年である。

そこで、読書活動の支援に関する事業は、計画的・効果的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、計画に対して所期の効果を収めているかの観点から検証を行った。

## 3 監査の着眼点

（1）読書活動の支援に関する事業は計画的・効果的に行われているか。また、事業に係る経費は効率的に使われているか。

（2）計画に対して所期の効果を収めているか。

## 4 監査対象及び監査対象課

### (1) 監査対象

令和6年度までに実施された読書活動の支援に関する事業

### (2) 監査対象課

子ども家庭部 保育運営課、子育て支援課

教育委員会事務局 学務課、指導室、地域教育力推進課、中央図書館

## 5 監査実施期間

令和7年5月28日（水）から令和7年11月28日（金）まで

## 6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和7年7月7日（月）・9日（水）・10日（木）に行った。

<現地視察場所>

○保育園

大谷口保育園

○児童館

弥生児童館

○図書館

中央図書館、小茂根図書館

○小学校・あいキッズ

北前野小学校、板橋第一小学校、大谷口小学校

○中学校

上板橋第一中学校、上板橋第二中学校

## 第2 監査結果

### 現況と課題

#### 1 読書・図書館に関する法令

##### (1) 図書館法

国は、社会教育法の精神に基づき、昭和 25 年に図書館法を制定し、図書館の設置及び運営に関し必要な事項を定めた。同法において、図書館を「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義し、そのうち地方公共団体が設置するものを公立図書館と位置付けた。

公立図書館については、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定し、利用における無料の原則を明確に保障した。これにより、誰もが経済的制約を受けることなく読書や学習の機会を得ることが可能となり、地域における生涯学習の基盤が整備された。図書館を中心とした知的資源の共有は、住民の読書習慣を支えると同時に、地域文化の醸成及びコミュニティ形成に資するものとなっている。

##### (2) 学校図書館法

昭和 28 年、国は学校図書館法を制定し、学校図書館を「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」と位置付け、全ての小学校、中学校及び高等学校<sup>1</sup>に学校図書館の設置を義務付けた。また、学校図書館については、学校教育に必要な図書や視聴覚資料などを収集・整理・保存し、児童生徒や教職員の利用に供することにより、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成する役割を担

<sup>1</sup> 学校には、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校を含む。

うものと定義した。

その後の改正により、人的体制の整備が段階的に進められ、平成 9 年の改正では、一定規模以上の学校に司書教諭を配置することが義務化され、学校図書館の専門的運営を担う人材の確保が制度的に明確化された。さらに、平成 26 年の改正では、司書教諭に加え、専ら学校図書館の職務に従事する学校司書を配置するよう努めることが新たに規定され、国や地方公共団体に対し、学校司書の資質向上のための研修実施などの責務が課されることとなった。

### （3）子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書については、娯楽の多様化により読書離れが進み、読書習慣の希薄化や学校図書館の整備不足が課題となり、国全体で体系的かつ計画的に読書活動を推進する必要性が高まっていた。そのような状況を背景に、平成 13 年に制定されたのが、子どもの読書活動の推進に関する法律である。同法は、子どもの読書活動に関する基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体の責務等を明らかにすることで、施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健全な成長に寄与することを目的としている。

同法では、子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とした。

国に対しては、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定義務を課し、これに基づき、国は平成 14 年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。さらに、都道府県や市町村においても、それぞれの地域状況を踏まえた推進計画の策定に努めるこ

ととしており、東京都（以下「都」という。）や区においても、独自の推進計画を策定している。

#### （4）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）は、令和元年に制定された、最も新しい読書に関する法律である。読書環境を整備することで、障がいの有無に関わらず、全ての国民が読書の恵沢を享受できる社会の実現に寄与することを目的としている。

同法は、国に読書環境整備のための基本計画の策定を義務付け、地方公共団体には、それぞれの地域特性に応じた施策を展開するよう努めることを求めている。

## 2 読書・図書館に関する計画

### (1) 国の計画

#### ① 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国は、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。その後おおむね5年ごとに改定が行われ、現在は第五次計画（令和5～9年度）が実施されている。

現行の計画は、1) 不読率<sup>2</sup>の低減、2) 多様な子どもたちの読書機会の確保、3) デジタル社会に対応した読書環境の整備、4) 子どもの視点に立った読書活動の推進を基本の方針とし、就学前からの読み聞かせの推進や図書館の活用、障がいや言語背景に応じた読書環境の整備、図書館及び学校図書館のDX<sup>3</sup>促進、子どもの意見反映などの施策を展開することとしている。

#### ② 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

読書バリアフリー法に基づき、国は、令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定した。令和7年3月に改定され、現在は第二期計画（令和7～11年度）が実施されている。

現行の計画は、1) アクセシブル<sup>4</sup>な電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供、2) アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上、3) 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

<sup>2</sup> 不読率とは、1か月に本を1冊も読まない人の割合を指す。通常、調査時点の前月1か月の読書状況で集計し、電子書籍は含むが、漫画・教科書等は含まない。

<sup>3</sup> DX (digital transformation) とは、デジタル技術が全ての人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることであり、同計画では、デジタル技術を活用してサービスや運営モデルを変革し、図書館文化の優位性を確保することとしている。

<sup>4</sup> アクセシブル (accessible) とは、アクセスしやすい、利用しやすいということであり、同計画では、「視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる」と定義されている。具体的には、書籍であれば点字図書、拡大図書、音訳図書等、電子書籍であれば音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック、テキストデータ等がある。

を基本の方針とし、図書館の利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、アクセシブルな書籍の製作支援や販売の促進などの施策を展開することとしている。

## (2) 都の計画

都は、国の計画策定を受け、平成15年3月に「東京都子供読書活動推進計画」を策定した。

現在は第四次計画（令和3～7年度）が実施されており、国の計画や読書バリアフリー法の施行など近年の動向を踏まえつつ、都の地域的特性を反映した施策が展開されている。

現行の計画は、1) 乳幼児期からの読書習慣の形成、2) 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、3) 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、4) 読書の質の向上を目指し、発達段階ごとの読書習慣形成に向けた取組の促進、学校全体での読書活動の拡充及び学校図書館活用の推進、多様なニーズに対応した環境整備の推進、子どもが読書に主体的に関わる態度の育成などの施策を展開することとしている。

## (3) 区の計画

区は、「板橋区基本計画2025」の基本政策「魅力ある学び支援」において、蔵書の充実とICT<sup>5</sup>の活用などにより、魅力ある図書館づくりを推進し、区民の読書活動を支援するとしている。

また、「いたばし学び支援プラン2025」（以下「学び支援プラン」という。）では、重点施策「確かな学力の定着・向上」の項目として「図書館を活用した学校の読書活動の充実」を掲げ、司書の配置の推進・蔵書の充実による学校図書館の充実や、区立図書館と学校の連携による児

---

<sup>5</sup> ICTとは、情報通信技術（Information and Communication Technology）のことである。

童生徒の読書活動の定着を図っている。さらに、重点施策「生涯学習社会へ向けた取組の充実」の項目として「中央図書館の事業拡大と「絵本のまち板橋」の推進」を掲げ、改築された新中央図書館を中心に、生涯を通じた読書活動を支援するとともに、「絵本のまち板橋」として、絵本を通じたコミュニケーションの形成や、絵本文化を築き、絵本の持つ様々な魅力を伝えていくことを目指している。

これらの上位計画のもと、国・都の読書推進計画を踏まえ策定されたのが、「板橋区子ども読書活動推進計画（以下「子ども読書計画」という。）」である。平成22年3月に第一期計画が策定され、現在は第三期計画（令和3～7年度）が実施されている。

同計画は、「様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、板橋区の子どもたちの持つ資質・能力を育成するために、読書活動を通じた読み解く力、他者への思いやりと人間関係を築く力を育てる」ことを計画の目標として位置付けている。また、目標達成のための基本方針として、1) 子どもの読書のための環境の整備・充実、2) 子どもの年齢・発達の段階に応じた取組、3) 家庭・地域・学校との協力、連携による取組を掲げ、保育所・学校等の子どもが1日の大半を過ごす施設との一体的取組、乳幼児期からの読み聞かせ機会の充実、学校図書館の積極的な活用などを進めるとしている。

### 3 区立図書館の概況

#### (1) 設置・運営状況

区内には、令和7年4月1日現在、11か所12館の区立図書館が設置されている。

区立図書館の設置状況は、図表1のとおりである。

図表1 区立図書館の設置状況

図書館名	所在地	階層構成・延床面積	令和6年度入館者数(延人)	令和6年度末蔵書数(冊)	令和6年度貸出数(冊)
中央図書館	常盤台 4-3-1	地上4階・地下1階 5,513m <sup>2</sup>	877,945	324,195	705,590
いたばしボローニャ絵本館		中央図書館に併設		33,196	
赤塚図書館	赤塚 6-38-1 (赤塚支所2階)	地上4階・地下2階建の地上2階部分・地下1階の一部分 1,428m <sup>2</sup>	179,862	139,702	214,899
清水図書館	泉町 16-16 (清水地域センター3階)	3階建の3階部分 309m <sup>2</sup>	143,270	27,664	104,524
蓮根図書館	蓮根3-15-1-101(蓮根3丁目アパート1号棟1階)	14階建の1階部分 1,052m <sup>2</sup>	173,064	98,655	215,103
氷川図書館	氷川町 28-9	地上3階 1,426m <sup>2</sup>	198,123	120,952	228,151
高島平図書館	高島平 3-13-1	地上3階・地下1階 2,786m <sup>2</sup>	309,552	183,332	280,435
東板橋図書館	加賀 1-10-15	地上3階 1,493m <sup>2</sup>	205,727	144,745	252,148
小茂根図書館	小茂根 1-6-2	地上5階・地下1階建の地上1階部分 1,357m <sup>2</sup>	208,303	139,137	234,095
西台図書館	西台 3-13-2	5階建の1階部分 1,571m <sup>2</sup>	125,068	161,972	155,538
志村図書館	小豆沢 1-8-1	地上3階・地下1階建の地上1階・地下1階部分 2,002m <sup>2</sup>	195,197	142,084	260,263
成増図書館	成増 3-13-1 (アリエス3階)	地上8階・地下2階建の3階の一部分 1,669m <sup>2</sup>	225,495	152,835	246,975

※蔵書数・貸出数は、点字資料・視聴覚資料・電子資料を含まない。以下同じ。

開館時間は、全館共通で午前9時から午後8時までであり、休館日は、全館共通の休館日（毎月末日・年末年始・特別整理期間）に加え、中央図書館・いたばしボローニャ絵本館は毎月第2月曜日、その他の図書館

(以下「地域図書館」という。)は毎月第3月曜日としている<sup>6</sup>。

区立図書館の運営は、中央図書館・いたばしボローニャ絵本館のみ直営で行い、地域図書館については、区域によって3つのグループに分け、平成20年度から指定管理者制度を導入している。

区立図書館の運営体制は、図表2のとおりである。

図表2 区立図書館の運営体制

板橋区教育委員会		
中央図書館		
窓口業務委託:(株)図書館流通センター		
地域図書館		指定管理者(R5~9)
氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館		シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
清水図書館、西台図書館、蓮根図書館、志村図書館		(株)ヴィアックス
赤塚図書館、高島平図書館、成増図書館		(株)図書館流通センター

指定管理者は、年度協定書の別紙である「図書館管理運営業務仕様書」に基づき、管理運営業務、資料の選定・購入、施設維持管理等を行っている。同仕様書には、館内業務に加え、読書推進に関する事業、「絵本のまち板橋」を体現し推進する事業、小中学校との連携事業等、広範な読書関連業務が規定されている。これにより、各図書館は、図書館内外における読書活動支援を展開するとともに、担当サービスエリア内の保育園、児童館及び小中学校等との連携を通じて、地域の読書環境の充実に取り組んでいる。

## (2) 図書館サービス

区立図書館は、利用者登録・館外貸出・レファレンス<sup>7</sup>等の図書館サ

<sup>6</sup> 月末、第2・第3月曜日が土日祝日の場合は、翌平日が休館日となる。

<sup>7</sup> レファレンスとは、利用者の問合せに応じ、図書の照会や検索をする業務のことを指す。

サービスを実施している。

主なサービス内容は、図表3のとおりである。

図表3 区立図書館の主なサービス内容

利用者登録	条件	区内在住・在勤・在学、隣接区市在住
	必要書類	住所・勤務地・在学校を証明できるもの
	利用カード	5年以上利用履歴がないと失効。紛失の場合は再発行
館外貸出	貸出数	本・雑誌20冊、CD・セットテープ5点、紙芝居3点まで／いずれも2週間
	延長	予約がなければ1回限り2週間
	団体貸出	区内の5名以上の団体で「団体貸出登録」が可能。 本・雑誌50冊、紙芝居10点、紙芝居舞台1台まで／いずれも40日間
返却		どこでも可。図書館以外に、4か所のブックポストあり。 (舟渡ホール、徳丸地域センター、志村ふれあい館、無印良品板橋南町店)
予約・リクエスト	予約	予約カード、予約システム、電話で可能
	リクエスト	板橋区で所蔵していない本・雑誌のリクエストが可能
	点数	本・雑誌10冊、CD・セットテープ5点、紙芝居3点まで
蔵書検索システム(OPAC)		検索・予約システム。検索以外は登録が必要
レファレンス(相談・調査)	事実調査	質問に対し、出典を示し、必要な情報を回答
	資料調査	質問に対し、必要な資料を紹介し、回答を得るまで資料を探す
	所蔵調査	資料をどこの図書館で所蔵しているか調査
コピーサービス		著作権法第31条(図書館等における複製)の範囲で可能(有料)
パソコン席	持込	持込コーナーあり(清水・蓮根を除く)。電源の利用可
	閲覧	インターネット閲覧用パソコンを使用可(無料)
視聴覚(AV)コーナー		各館所蔵のCD・セットテープ・DVDを視聴可能
本の寄贈		汚れや破損がない本に限り寄贈可能(一部受付できない資料あり)
除籍図書等の二次利用		保存期限の切れた雑誌や除籍した図書を無料提供・公共施設で利用
デジタルサービス	音楽配信	クラシック専用ネット音楽サービス。窓口でIDとパスワードの発行が必要
	電子図書館	スマートフォンやパソコン等から利用できる電子書籍サービス。板橋区在住で利用者登録が必要。
資料	保存・収集	地域特性を考慮し、各館で優先的に購入する資料を規定。新書・文庫・雑誌は各館で分担して収集。保存については、中央図書館が全体の管理調整を行い、価値ある資料の長期保存に努める。
	選定	各館で選定会議を実施し選定

このほかにも、利用者の年代に応じた取組や、障がい者・外国人などに向けた支援など、様々なサービスを実施している。

### (3) 区立図書館の実績

区立図書館の主な実績は、図表4のとおりである。

図表4 区立図書館の主な実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	延人数(人)	1,755,912	2,634,800	2,786,592	2,832,691	2,841,606
利用登録	人数(人)	159,080	181,348	173,776	177,450	175,846
図書資料	蔵書数(冊)	1,590,212	1,614,594	1,629,083	1,651,334	1,668,469
	人口一人当たり蔵書数(冊)	2.79	2.85	2.87	2.88	2.88
	貸出数(冊)	2,304,189	3,147,736	3,054,607	2,955,635	2,897,721
	人口一人当たり貸出数(冊)	4.04	5.55	5.38	5.16	5.01
	登録者一人当たり貸出数(冊)	14.48	17.36	17.58	16.66	16.48
	蔵書回転率	1.45	1.95	1.88	1.79	1.74
視聴覚資料の貸出	CD(点)	157,730	191,561	180,761	165,927	156,060
	カセット(点)	115	45	18	27	25
総貸出点数		2,462,034	3,339,342	3,235,386	3,121,589	3,053,806

※利用登録は、団体登録を除く。

令和2年度から令和6年度までの状況を確認すると、令和3年度に入館者数が前年度比約150%と大幅に上昇している。これは、令和3年3月に中央図書館が移転オープンしたことによるものと考えられる。

その後も入館者数は増加しているが、貸出数は減少し続けており、貸出数を蔵書数で除した蔵書回転率も減少している。

## ① 蔵書回転率と蔵書新鮮度について

蔵書回転率は、蔵書 1 点当たりの貸出回数を表し、図書館活動を評価する指標の一つとされる。この指標が高いほど、利用者ニーズに合った蔵書構成ができており、購入した蔵書が多くの利用者に活用され、費用対効果が高いとされている。

令和 5 年度における 23 区の蔵書数・貸出数・蔵書回転率の状況は、図表 5 のとおりである。

図表 5 23 区の蔵書数・貸出数・蔵書回転率

区	蔵書数(冊)	貸出数(点)	蔵書回転率	
				順位
千代田	559,482	781,645	1.40	23
中央	672,071	1,644,268	2.45	15
港	1,259,917	2,059,688	1.63	22
新宿	1,079,156	2,727,569	2.53	13
文京	1,181,317	3,723,216	3.15	4
台東	600,788	1,655,124	2.75	9
墨田	592,502	1,409,747	2.38	16
江東	1,593,648	5,352,772	3.36	2
品川	1,114,398	2,921,033	2.62	10
目黒	1,177,063	3,726,741	3.17	3
大田	1,813,352	5,175,293	2.85	7
世田谷	1,931,838	5,702,872	2.95	6
渋谷	843,798	1,845,167	2.19	19
中野	963,084	2,850,124	2.96	5
杉並	1,969,143	4,381,105	2.22	18
豊島	799,255	2,034,899	2.55	12
北	1,376,655	3,522,118	2.56	11
荒川	873,363	2,156,086	2.47	14
板橋	1,651,334	3,027,244	1.83	21
練馬	1,867,978	6,402,875	3.43	1
足立	1,471,024	2,769,053	1.88	20
葛飾	1,305,303	3,034,000	2.32	17
江戸川	1,537,095	4,354,844	2.83	8

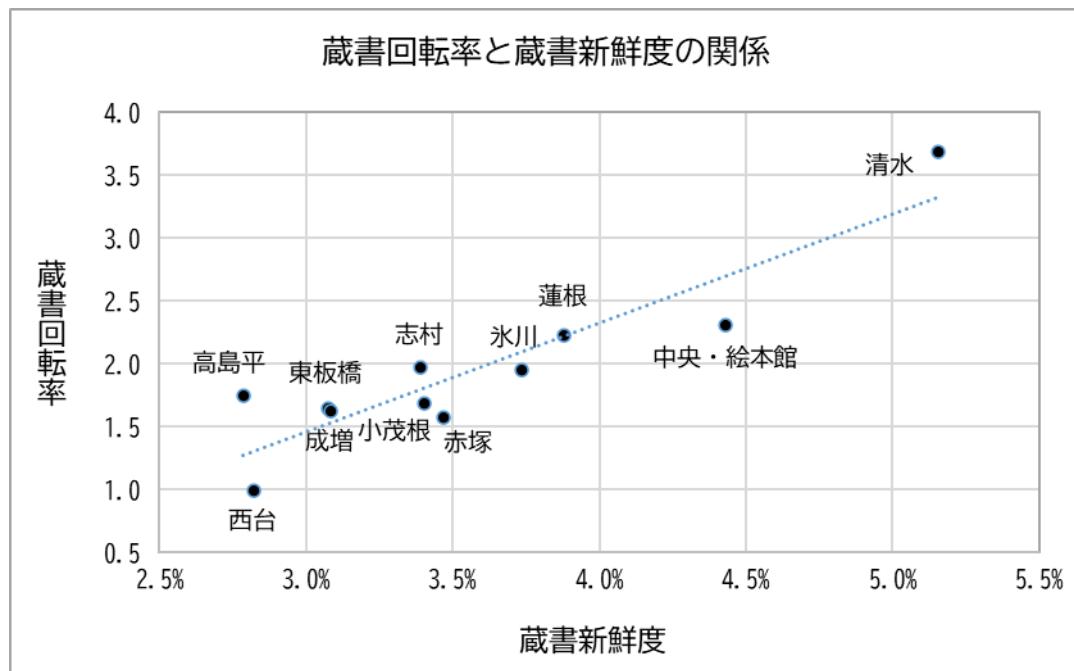
※蔵書数・貸出数は、東京都立図書館「令和 6 年度東京都公立図書館調査」（令和 5 年度実績）による。貸出数は、視聴覚資料・電子的資料を含み、団体貸出数を除く。

区の蔵書回転率は、23 区中 21 位となっており、他区と比較しても低いことがわかる。この要因としては、図書館の蔵書の新しさを評価する蔵書新鮮度が関連している可能性がある。蔵書新鮮度とは、一定期間内に新たに受け入れた図書等を、その期間末の蔵書数で除した数値であり、この指標が高いほど、蔵書の新陳代謝により全体の利用率が向上するとされる。

蔵書新鮮度に関しては公開資料が乏しく、23 区での比較はできなかったが、区立図書館における蔵書回転率と蔵書新鮮度の関係を確認したところ、一定の相関関係が認められた。

区立図書館の蔵書回転率と蔵書新鮮度の関係は、図表 6 のとおりである。

図表 6 区立図書館の蔵書回転率と蔵書新鮮度の関係



※蔵書回転率・蔵書新鮮度は、令和 4 ~ 6 年度の平均値

区立図書館における 3 か年平均の比較ではあるが、蔵書新鮮度が高いほど、蔵書回転率も高くなっている。蔵書の適切な入替は、利用率を上げる可能性があると考えられる。

蔵書の入替については、板橋区立図書館資料選定基準（以下「選定基準」という。）、板橋区立図書館資料除籍基準（以下「除籍基準」という。）に基づき行われている。このうち選定基準については、各図書館の特性に基づく選定基準に加え、一般図書・児童図書・青少年図鑑・地域資料・多文化資料などの分類ごとに細かい基準が定められている。一方、除籍基準については、汚損破損資料・不用資料・移管資料・所在不明資料など、資料の種類ではなく、資料の状態により基準が定められており、内容も大まかなものとなっている。そのため、除籍が積極的に行われず、蔵書新鮮度に影響を与えている可能性がある。

区のように、資料の汚損状況などに応じた除籍基準を定めている自治体も多いが、一般に公開されている除籍基準の中には、日本十進分類法<sup>8</sup>による分類別に保存期限を定めているもの<sup>9</sup>、図書は購入年月日から起算して1年で利用価値を判断するとしているもの<sup>10</sup>などがある。区においても、選定基準や除籍基準、それに付随する作業を改めて見直し、蔵書新鮮度・蔵書回転率を上げることで、費用対効果の高い図書館サービスを目指すことが必要である。ただし、公立図書館は、単に現代の資料を提供するだけでなく、地域の文化・歴史に価値のある資料を収集・保存し、後世に伝える役割も担っている<sup>11</sup>。よって、板橋区立図書館資料保存基準<sup>12</sup>との兼ね合いも考慮しつつ、総合的に質の高いサービスを提供することが求められる。

<sup>8</sup> 日本十進分類法とは、日本の図書館で広く使われている図書分類法。0～9の数字を用い、大分類から小分類へと細分していく。例えば「文学」は「9xx」、「日本文学」は「91x」、「小説・物語」は「913」というように、下の桁ほど細かい分類を表現する。

<sup>9</sup> 文京区立図書館一般図書除籍基準

<sup>10</sup> 新宿区立図書館資料の除籍・廃棄要綱。他の多くの除籍基準では、購入から5年程度で利用価値を判断するとしている。

<sup>11</sup> 図書館法第3条第1項、ユネスコ公共図書館宣言（平成5年）、文部科学省「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）等

<sup>12</sup> 板橋区立図書館資料保存基準とは、区立図書館全体での資料保存の基準。永久的な価値のある資料の保存に努めること等が定められている。

## ② 視聴覚室等の利用について

公立図書館は、教育活動その他の活動の機会を提供し奨励する、社会教育施設としての役割も担っている<sup>13</sup>。区立図書館においても、小規模図書館である清水図書館を除き、全図書館に視聴覚室等が設置され、図書館事業の開催に利用されているほか、目的を限定して貸出も行っている。

視聴覚室等の利用実績は、図表7のとおりである。

図表7 視聴覚室等の利用実績

区分		中央	赤塚	蓮根	氷川	高島平	東板橋	小茂根	西台	志村	成増
令和5年度	回数(回)	66	71	9	134	173	141	138	1	0	7
	人数(延人)	693	319	32	1,963	2,190	1,620	1,514	10	0	68
令和6年度	回数(回)	77	168	180	374	355	139	124	57	81	63
	人数(延人)	763	1,608	905	4,983	3,598	1,957	1,947	909	516	1,470

※中央図書館は、多目的ルーム（区民貸出用）と図書館ホール（イベント利用）が分かれているため、多目的ルームの実績を算出している。

令和5年度の利用実績は、回数・人数ともに少ない館が多かった。これは、実績の算出方法について、図書館事業による利用を含めないと、館によって認識の違いがあったためとのことである。報告基準を統一した令和6年度の実績を確認したところ、いずれの館においても一定の利用実績が認められた。しかし、利用数については、依然として館により差がある状況であった。

区教育委員会は、令和3年7月から、区立図書館等におけるGIGAスクール利用を実施している。GIGAスクール利用とは、区立小中学校の児童生徒が、学校から一人一台貸与されているパソコン（Chromebook<sup>14</sup>）

<sup>13</sup> 図書館法第3条第8項

<sup>14</sup> Chromebookとは、Google社が開発したChromeOSを搭載したパソコンのことであり、区では、そのまま児童生徒に貸与したパソコンの略称としている。

専用の Wi-Fi を使用し、視聴覚室等を利用することである。これにより、区立小中学校の児童生徒は、視聴覚室等で Chromebook を使用した学習を行うことができるようになっている。しかし、開放時期・時間等は館によって運用が異なり、また、それ以外の個人利用についても、運用状況は様々であった。

現地視察をした小茂根図書館では、中高生を対象とした自習目的の視聴覚室開放について、夏期・冬期のみ実施していたところ、現場の職員の意見により、令和6年2月から通年での実施に変更していた。館長によれば、この取組は好評で、利用者も増えているとのことであった。



自習室利用の掲示(小茂根図書館)

視聴覚室等は、図書館活動及びその他社会教育的な行事で館長が適當と認める場合に利用できるとされている<sup>15</sup>。利用原則を踏まえ、図書館・団体による利用を阻害しない程度の個人利用を認めることは、施設の有効活用という点だけでなく、それに伴う来館者数の増、貸出数の増、図書館内閲覧席の満席状態の解消などに寄与する可能性がある。中央図書館は、各館の利用状況に応じた視聴覚室等の有効活用を推進することが求められる。

#### (4) 現地視察の状況

館内の状況については、小茂根図書館及び中央図書館を視察した。

小茂根図書館は、都営住宅の1階部分にある、区内では3番目に面積の小さい図書館である。ワンフロアであるが、枝分かれした構造を生かし、一般コーナーと児童コーナーが分かれており、幅広い年齢層が利用しやすいようになっている。

<sup>15</sup> 東京都板橋区立図書館館則第10条

館内を確認したところ、一般コーナー・児童コーナーに分かれる前の書架に、点字絵本、LL ブック<sup>16</sup>が設置されており、館内配置における障がい者への配慮が確認できた。児童コーナーは、子どもが自ら本を選びやすいよう背の低い書架が設置され、乳幼児から小学生まで、発達段階に応じた図書が整備されていた。



小茂根図書館 児童コ-ナ-奥のスペース



小茂根図書館 正面入口側

また、奥には広がりのあるスペースが設けられ、椅子を並べてのおはなし会の開催や、床面にマットを敷いての自由利用など、柔軟に利用できる環境が整備されていた。一般コーナーの通路も広く、書架全体を見渡すことができ、ワンフロアの特長が生かされていた。

一般コーナーにはヤングアダルト<sup>17</sup>の分類の書架もあったが、中高生専用のスペースはなく、また配備されている本も、古い書籍や日焼けした文庫本が多く見られた。蔵書数の充実や展示の工夫などの努力はされていたが、若い世代の読書環境が十分に整っているとは言い難い状況であった。

<sup>16</sup> LL ブックとは、一般的な読書が困難な人たちのために作成された本のことである。スタイルは様々であるが、簡単な言葉を使う、全てに振り仮名を振る、写真や図を多用するなどの手法が多い。スウェーデン語の LättLast (英語で easy to read) の略。

<sup>17</sup> ヤングアダルトとは、12~18歳前後の若者を指す言葉。1940年代にアメリカの出版社や図書館で使用されるようになり、全世界に広がった。明確な定義はなく、年齢には幅がある。YA (ワイエー) と略される。

中央図書館は、令和3年、区立平和公園内に移転改築された最も新しい区立図書館である。いたばしボローニャ絵本館を併設し、豊かな緑に囲まれた環境で、「公園一体型図書館」として設置された。開架<sup>18</sup>エリアは1階から3階で、中央部分が吹き抜け

となっており、入館すると明るく開放的な空間を感じることができる。建物正面はルーバー<sup>19</sup>による「環境スクリーン」で覆われ、館内から公園の景色が見えながらも日光は遮断され、蔵書の劣化防止と快適な読書環境の両立を実現している。また館内は、1階に児童コーナー、2階にティーンズコーナー、3階に学習ルームなどが設置され、上階に行くほど静かになる空間構成となっている。



中央図書館 1階 えほんの森



中央図書館

現地視察では、全てのエリアを回り、読書する環境としての素晴らしさを確認することができた。また施設・設備だけではなく、図書館事業で制作した作品を展示する、近隣の学生が作成したポップ<sup>20</sup>を飾るなど、利用者と共に創する図書館環境の形成に力を入れている様子も確認できた。

中央図書館は、令和4年10月に「2022年度グッドデザイン賞」を受賞している。評価された点は、1)柔らかな光で読書環境を整える「環

<sup>18</sup> 開架とは、利用者が直接書架に行き、自由に本を閲覧できる方式のことである。対して、利用者の請求に応じて図書館員が取り出す方式を閉架という。

<sup>19</sup> ルーバーとは、羽板（はいた）と呼ばれる細長い板、又は羽板状の部材を平行に複数並べた建材のことである。

<sup>20</sup> ポップとは、本の内容や魅力を短い文章やイラストで表現した小さな掲示物のことである。元々は小売業用語 Point of Purchase（購買時点広告）の略だが、営利目的以外でも宣伝・促進の用途で使用されている。

境スクリーン」の設置、2)樹木を尊重した建物形状、3)公園と図書館の一体化による快適な利用環境の実現などであり、デザインを通じて施設利用の質を高めている点が認められた。

さらに、令和5年6月には「第39回図書館建築賞」を受賞している。受賞理由としては、1)人工芝の広場の設置による家族連れ利用の促進、2)世界の絵本約3万冊を所蔵する「いたばしボローニャ絵本館」の併設、3)館内サインによるベビーカー置き場等のわかりやすい表示など、利用者目線での配慮が挙げられている。

これらは、中央図書館が施設・設備といったハード面のみならず、ソフト面においても高い評価を受けていることを示している。また、単に読書活動の支援に資するだけでなく、公園活用、子育て支援、多文化共生など多面的な成果を挙げている証ともなっており、こうした広範に及ぶ成果を正しく評価するため、中央図書館と各分野の所管課が十分に情報共有することが重要である。

以上のとおり、中央図書館は区が誇る素晴らしい施設となっている。一方、地域図書館は築年数が経過している施設が多く、児童コーナーが狭い、中高生専用のスペースを作れない、十分な閲覧席を設けられないなど、ハード面での制約を受けている場合が多い。区は、読書活動の一層の推進を図るという観点から、中央図書館で得られた施設・設備に係るノウハウを、今後の地域図書館の改築・改修に生かすことが必要である。



いたばしボローニャ絵本館

#### 4 区立図書館の事業・取組

区立図書館は、読書活動推進のため、様々な事業・取組を行っている。本監査では、子ども読書計画及び学び支援プランに掲載されている事業・取組のうち、重点事業、複数課が所管する事業、学校に関する事業を抜粋し、監査を実施した。このうち、区立図書館が関与・実施する事業・取組は、図表8のとおりである。

図表8 区立図書館が関与・実施する監査対象事業・取組

No.	事業・取組	計画No.
1	乳幼児向け蔵書の充実	子ども読書計画 No.5
2	親子読み聞かせ講座	子ども読書計画 No.7
3	よんで！よんで！の発行	子ども読書計画 No.11
4	小さな絵本館の設置	子ども読書計画 No.13
5	読書通帳の活用	子ども読書計画 No.62
6	学校図書館連携強化	子ども読書計画 No.60
7	学校図書委員と図書館との交流	子ども読書計画 No.61
8	読み聞かせ・おはなし会・音読の実施	子ども読書計画 No.3, 16, 28
9	図書館サポーターを活用した読み聞かせ	子ども読書計画 No.49
10	GIGAスクール構想によるICTの活用	子ども読書計画 No.53
11	区立図書館と学校との連携強化	学び支援プラン No.06
12	子ども司書制度の創設	子ども読書計画 No.14
13	絵本づくりワークショップ	子ども読書計画 No.27, 37
14	いたばし国際絵本翻訳大賞(中学生部門)	子ども読書計画 No.38
15	ボローニャ・ブックフェアinいたばし	子ども読書計画 No.63
16	生涯を通じた読書活動の支援	学び支援プラン No.43
17	「絵本のまち板橋」の推進	学び支援プラン No.44
18	板橋区立図書館における電子図書館の推進	学び支援プラン No.45

※計画No.は、各計画における事業No.を表す。

監査対象の事業・取組については、監査調書により概ね適正な事業運営が認められたが、監査委員による聞き取り調査により、課題が明らかとなつた部分もあった。

### (1) 「よんで！よんで！」の発行について

区立図書館では、年齢に応じた不朽の名作品を後世に伝えることを目的に、0～2歳・3～5歳に読んであげたい絵本のリスト「よんで！よんで！」を作成し、配布している。しかし、掲載されている絵本の状況を確認すると、全館で所蔵されている絵本（整理中を除く。以下同じ）は、0～2歳用で2種類（「ぺんぎんたいそう」、「おつきさまこんばんは」）、3～5歳用で1種類（「わたしのワンピース」）であり、極めて少ない状況であった。

「よんで！よんで！」に掲載されている絵本の所蔵状況は、図表9のとおりである。



「よんで！よんで！」(一部)

図表9 「よんで！よんで！」に掲載されている絵本の所蔵状況 (単位：冊)

0～2歳用	中央	赤塚	清水	蓮根	氷川	高島平	東板橋	小茂根	西台	志村	成増	計
おひさまあはは	-	1	-	1	2	1	1	1	-	1	1	9
ごぶごぶごぼごぼ	5	1	1	3	1	-	1	-	2(1)	1	1	16(1)
いちご	2	-	1	1	1	-	1	1	1	1	-	9
だるまさんが	5	-	-	1	1	-	1	-	1	1	-	10
あ・あ	2(1)	1	1	-	1	1	1	1	-	1	-	9(1)
おべんとう	4(2)	1	1	-	1	-	1	-	1	2(1)	1(1)	12(4)
ぺんぎんたいそう	2	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	15
たまごをこんこんこん	2	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	6
ぱかつ	2	-	1	-	1	1	1	-	1	2	-	9
さかなかはねて	2	-	1	-	1	2	1	1	1	1	1	11
かおかおどんなかお	2	-	1	2	1	1	3	-	1	1	-	12
とんたんイスたん	3	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	11
ほんちんばん	4	2	1	1	2	1	1	-	-	1	1	14
おつきさまこんばんは	3	5(2)	1	3	2	3(3)	4	2	2(1)	1	1	27(6)
おでかけばいばい	2	-	1	1	3	-	2	1	1	1	-	12
計	40(3)	13(2)	12	15	19	13(3)	22	10	14(2)	16(1)	8(1)	182(12)

3～5歳用	中央	赤塚	清水	蓮根	氷川	高島平	東板橋	小茂根	西台	志村	成増	計
おうさまがかえってくる100びょうまえ！	1	-	1	1	1	-	-	1	-	1	-	6
おたすけこびと	2	1	1	1	1	-	-	1	-	1	2	10
おばけのてんぶら	2	-	1	2	1	1	1	2	1	1	2	14
くれよんのくろくん	4	1	1	1	1	-	1	2	1	2	1	15
コッケモーモー！	1	-	1	1	1	-	2	1	1	1	1	10
しろくまのパンツ	2	1	1	1	1	-	1	1	-	1	1	10
せんろはつづく	3	1	2	1	2	-	1	1	2	-	1	14
そらからぼふ～ん	-	1	1	1	1	-	-	-	1	1	-	6
ちょっとだけ	1	1	1	-	2	1	1	2(1)	-	1	1	11(1)
つきよ	-	1	1	1	1	-	1	-	1	-	-	6
どうぶつしんちょうぞくてい	-	-	1	1	1	1	-	1	1	1	-	7
ハンダのびっくりプレゼント	2	1	1	2	-	-	1	1(1)	1	1	1	11(1)
まあちゃんのながいかみ	4	1	1	2	1	2(1)	2(1)	1	1(1)	1	-	16(3)
わたしのワンピース	7	2	1	2	2	3(3)	3	2	2(1)	1	1	26(4)
わにわにのおふろ	1	1	1	1	2	2(1)	1	1	1	-	1	12(1)
計	30	12	16	18	18	10(5)	15(1)	17(2)	13(2)	13	12	174(10)

※令和7年2月14日時点、利用者用蔵書検索システムで調査

※中央図書館にはいたばしボローニヤ絵本館を含む。

※( )内は、閉架の冊数で内数。「-」は、所蔵が確認できなかったもの

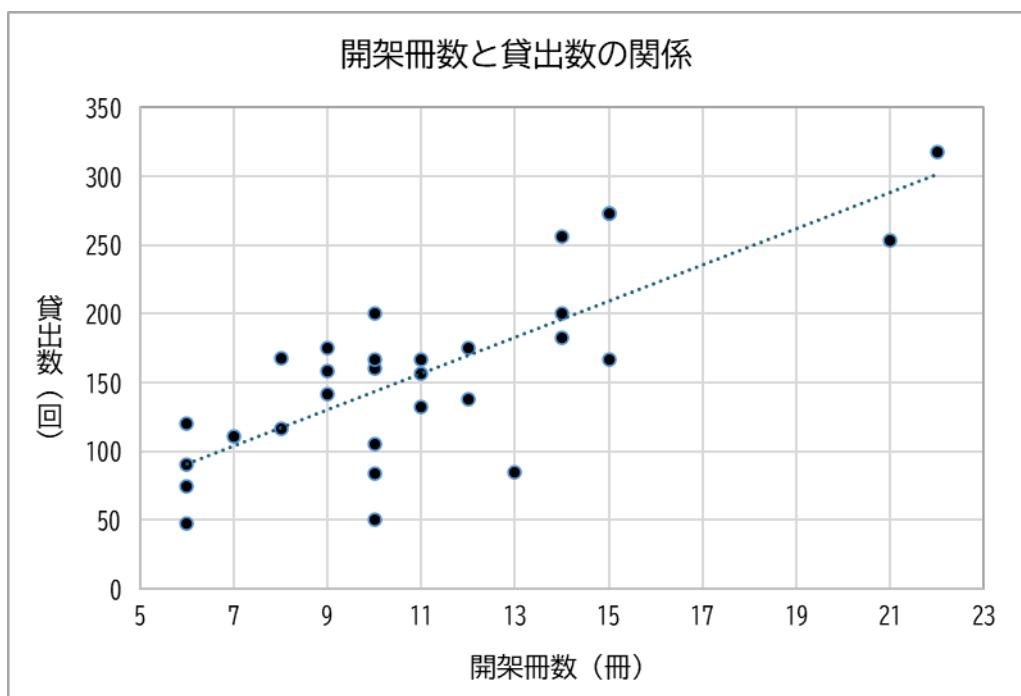
所蔵状況調査の結果、対象リストに掲載された絵本全てを常に閲覧及び貸出可能としている館は存在しなかった。また、一部の絵本については、半数以上の館が所蔵していない（表中の「-」）状況であった。

中央図書館によると、蔵書検索システムで所蔵が確認できない絵本の中には、事業で使用するため、「整理中」という形で貸出の用に供さず保管している場合があるとのことである。しかし、その場合、一般の利用者は館内で閲覧することや借りることができなくなるため、事業で使用するものについては別に用意するか、使用後速やかに貸出の用に供すことが望ましい。

また、掲載されている絵本の所蔵数と貸出数を確認したところ、一定の相関関係が認められ、特に開架冊数と貸出数は、よりその傾向が明らかであった。

開架冊数と貸出数の関係は、図表10のとおりである。

図表 10 開架冊数と貸出数の関係



※開架冊数は、令和7年2月14日調査時点。貸出数は、令和6年1月1日～12月31日の実績

※「よんで！よんで！」に掲載されている、0～5歳までの絵本全て

両者の関係性については、貸出回数が多いことから開架冊数（所蔵数）を増やしているという面もあり、開架冊数を増やせば貸出数が増加するということではない。しかし、現状として、開架冊数が多いほど貸出数も多くなっている、その絵本が広く読まれているということは事実である。よって、区立図書館として、多くの子どもたちに読んでほしいという目的から作成されたリストの本が開架になく、手に取れないということは、目的達成の点から適切ではない。中央図書館は、「よんで！よんで！」に掲載している絵本については、各館で適切に配備するよう、検討する必要がある。

## (2) 「小さな絵本館」の設置について

区は、区内の施設や店舗に絵本を置き、買い物ついでや待ち時間などに絵本を楽しめるスポットとして「小さな絵本館」を設置している。子ども読書計画では、年次計画としてその数を拡充するとしており、実際

に令和3年度から7年度にかけ、着実に増加している。

「小さな絵本館」の設置数の推移は、図表11のとおりである。

図表11 「小さな絵本館」の設置数の推移 (単位：箇所)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置数	28	37	43	63	89

※各年度4月1日現在

現行の子ども読書計画策定時には9か所であったのが、令和7年4月1日現在89か所にまで増加しており、多くの人が「小さな絵本館」を目にする機会が増えたという点では、大きな成果があったと言える。しかし、それぞれの「小さな絵本館」がどのように利用されているか、区民がどういった場所への設置を望んでいるかという分析はされておらず、利用の実態・区民ニーズの把握は不十分な状況であった。

中央図書館によれば、現在の「小さな絵本館」は、誰でも自由に本に触れられるということを主眼としており、協力的な店舗や事業者の理解を得て設置を進めているということである。また、現在の設置場所の中には、毎月内容を入れ替えるなど積極的に取り組む事業者も存在する一方、絵本がそのまま置かれているだけの消極的な運用の場所も見られるとのことであった。

中央図書館は、改めて「小さな絵本館」の設置目的と期待する効果を明確にするとともに、現在の利用実態を把握し、その結果を今後の設置に生かすべきである。その際には、実際に近隣施設への働きかけを行う地域図書館の指定管理者に十分に理念を周知し、地域による偏りが生



「小さな絵本館」(いたばし暮らしのホー・センター板橋本部)

じないよう、効果的な運用モデルについて情報提供するなど、積極的に支援することが求められる。

### (3) ボローニャ・ブックフェア in いたばしについて

中央図書館では、ボローニャ児童図書展事務局から寄贈された新着絵本を中心に、世界各国・地域の絵本を展示・紹介するボローニャ・ブックフェア in いたばしを実施している。令和6年8月24日（土）から9月7日（土）まで開催された第32回ボローニャ・ブックフェア in いたばしでは、新着絵本コーナー、2024年ボローニャ・ラガッツィ賞<sup>21</sup>コーナー、いたばし国際絵本翻訳大賞<sup>22</sup>コーナーが設けられ、期間中には、色々な外国語による絵本の読み聞かせイベント、特別展示、ワークショップ等が行われた。会場でのアンケート結果からは、区外からの参加者の多さや、参加者の年齢層の幅広さが確認され<sup>23</sup>、また、8割を超える来場者が「とても満足」「満足」と回答しており、認知度・満足度の高さが伺えた。

しかし、参加者数と事業費用について確認したところ、令和6年度は、参加者数が減少した一方、事業費用は前年度と比較して36.8%の増となっていた。

ボローニャ・ブックフェア in いたばしの参加者数と事業費用の推移は、図表12のとおりである。



第32回ボローニャ・ブックフェア in いたばしの様子

<sup>21</sup> ボローニャ・ラガッツィ賞とは、ブックデザインの優れた児童書に贈られる賞であり、授賞式はボローニャ国際児童図書展内で行われる。ラガッツィ（ragazzi）とは、イタリア語で「みんな」「子どもたち」という意味。

<sup>22</sup> いたばし国際絵本翻訳大賞とは、区が平成6年度より実施している国際絵本の翻訳コンテストのことである。

<sup>23</sup> 回答数115件のうち、68件が区内から、46件が区外からの来場（1件無回答）。年齢層は、30代が6.5%と低めだが、他の年代はいずれも10～20%とほぼ均等になっていた。

図表 12 ボローニャ・ブックフェア in いたばしの参加者数と事業費用の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	5,283 延人	4,022 延人	9,997 延人	6,630 延人
事業費用	1,354,483 円	1,351,762 円	1,233,427 円	1,687,373 円

事業費用の内容について確認したところ、令和6年度は、展示だけでなく、海外絵本の関連ワークショップを開催したため、委託料が増加していた。参加者数の変動については、開催期間の日数、天候、新型コロナウィルス感染症の影響など、複数の要因によるものと考えられるが、特に令和6年度については、前年と比較して、1) 開催時期が遅く学校の夏期休業期間終了後にずれ込んだこと、2) 土曜日・日曜日の開催日数が少なかったことが参加者減少に影響しているものと推測される。

ボローニャ・ブックフェア in いたばしの令和5年度・6年度実施状況比較は、図表 13 のとおりである。

図表 13 ボローニャ・ブックフェア in いたばしの令和5年度・6年度実施状況比較

区分	開催期間	開催日数※1	土日の数※2	参加者数
令和5年度	8/12(土)～8/27(日)	15 日間	6 日	9,997 延人
令和6年度	8/24(土)～9/ 7(土)	14 日間	4.7 日	6,630 延人

※1 令和5年度・6年度とも、期間中の休館日(1日)を除く。

※2 令和6年度は、9/7(土)が17時までの開催であった( $8\text{h} \div 11\text{h} \approx 0.7$ 日)。

ボローニャ・ブックフェア in いたばしは、認知度・人気度の高いイベントであり、また、「絵本のまちいたばし」の発信機会として、区のブランド戦略上も重要な事業である。限られた予算を有効に活用し、一層の事業発展につなげていくよう、実施方法についての工夫を重ねていくことが望まれる。

## 5 学校の事業・取組

本監査では、子ども読書計画及び学び支援プランに掲載されている学校の読書に関する事業・取組を全て監査対象とした。

学校の読書に関する事業・取組は、図表14のとおりである。

図表14 学校の読書に関する監査対象事業・取組

No.	事業・取組	計画No.
1	学校図書館の充実	学び支援プランNo.05
2	朝読書の充実	子ども読書計画No.21, 32
3	学校図書館の授業活用	子ども読書計画No.22, 33
4	読書通帳の活用	子ども読書計画No.62
5	学校図書館連携強化	子ども読書計画No.60
6	学校図書委員と図書館との交流	子ども読書計画No.61
7	読み聞かせ・おはなし会・音読の実施	子ども読書計画No.16, 28
8	書評座談会	子ども読書計画No.39
9	特別支援学級の図書の充実	子ども読書計画No.48
10	図書館サポーターを活用した読み聞かせ	子ども読書計画No.49
11	GIGAスクール構想によるICTの活用	子ども読書計画No.53
12	区立図書館と学校との連携強化	学び支援プランNo.06

### (1) 学校図書館の充実について

区立小中学校には、学校図書館法に基づき、学校図書館が設置されている。開館日・開館時間は学校により異なり、貸出冊数や貸出期間等の運用についても学校ごとに決定している。学校図書館の運営については、委託による学校司書のほか、司書教諭、図書委



学校図書館（北前野小学校）

員、保護者等によるボランティアなどによって行われている。蔵書の購入については、各校で毎年度必要予算を決定し、個別に注文を行い、会計事務は学務課が行っている。

学校図書館の蔵書数の推移は、図表 15 のとおりである。

図表 15 学校図書館の蔵書数推移

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	蔵書数	558,978 冊	563,699 冊	569,573 冊	572,048 冊
	児童数	23,280 人	23,386 人	23,345 人	23,179 人
	一人当たり蔵書数	24.0 冊	24.1 冊	24.4 冊	24.7 冊
中学校	蔵書数	272,663 冊	272,476 冊	275,412 冊	276,921 冊
	生徒数	9,098 人	9,170 人	9,162 人	9,165 人
	一人当たり蔵書数	30.0 冊	29.7 冊	30.1 冊	30.2 冊

※蔵書数は各年度末現在、児童・生徒数は各年度5月1日現在

※小学校は天津わかしお学校を除く。以下同じ。

蔵書数については、国は学級数に応じた図書標準（整備すべき蔵書の標準）を定めており、区教育委員会は、全ての学校で図書標準を達成するよう推進している。

図書標準達成校数の推移は、図表 16 のとおりである。

図表 16 図書標準達成校数の推移

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	全校数	51	51	51	51
	図書標準達成校数	50	51	51	51
中学校	全校数	22	22	22	22
	図書標準達成校数	21	22	22	19

※図書標準達成校とは、当年度の図書標準と前年度末の蔵書数を比較し、標準を達成している学校を指す。

図書標準は学級数に応じて変わるために、学級増により図書標準を満

たさないケースが生じるが、学務課は、校長会で各校の状況を周知し、図書標準を満たすよう促しているとのことである。

蔵書数については、児童・生徒数に応じておおむね十分に備えていることが確認できた。しかし、蔵書数が十分であるにもかかわらず、学校図書館の図書貸出数については、小学校・中学校ともに減少していた。

学校図書館の貸出数推移は、図表 17 のとおりである。

図表 17 学校図書館の貸出数推移

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	貸出数	1,036,657 冊	1,008,065 冊	983,527 冊	966,188 冊
	一人当たり貸出数	44.5 冊	43.1 冊	42.1 冊	41.7 冊
中学校	貸出数	42,257 冊	40,091 冊	37,653 冊	37,209 冊
	一人当たり貸出数	4.6 冊	4.4 冊	4.1 冊	4.1 冊

※貸出数は各年度実績

近年の貸出数の減少については、デジタルメディアの普及、学校外活動の増加等、多くの要因が考えられる。また、一般的な読書離れの傾向は、小中学生に限らず、全年齢層に認められている<sup>24</sup>。しかし、学校図書館は児童生徒が多くの時間を過ごす学校内に必ず設置されており、その運営を改善することで貸出数増加に成功した事例が確認されている<sup>25</sup>。

これらの事例に共通し、特に影響が大きいとされているのが、学校司書の存在である。学務課が実施している学校司書業務についてのアンケート結果においても、司書導入効果についての学校からの評価は高く、配置増を望む声が多い。

<sup>24</sup> 文化庁が実施した令和5年度「国語に関する世論調査」では、読書量の変化について「減っている」と回答した人が 69.1% と過去最高の数値となるなど、全世代で読書量が減少している傾向が報告されている。

<sup>25</sup> 荒川区では、平成 21 年度から全ての区立小中学校で専任の学校司書を週 5 日配置した結果、小学校の年間平均貸出数が約 3 倍に増加。品川区の私立中高一貫校では、令和 5 年度の新校舎改築に学校司書の意見を反映したところ、平均貸出数が倍増した。

令和 6 年度学校司書業務のアンケート結果は、図表 18 のとおりである。

図表 18 令和 6 年度 学校司書業務のアンケート結果

区分		館内整理	蔵書管理	読書活動推進	調べる学習の支援	先生方のサポート・授業の支援	選書業務	総合的な効果	
高評価の割合	小学校	98.1%	100.0%	92.6%	94.4%	96.3%	100.0%	94.4%	
	中学校	95.4%	100.0%	59.1%	77.3%	91.0%	95.5%	90.9%	
効果・その他意見（抜粋）		・とても助かっている・見やすく整理してくれる・教員の仕事が軽減する・児童への声掛けが適切・図書に関する知識が豊富・常駐してほしい・現任者を継続配置してほしい							

※高評価の割合…各項目について、「できている」「おおむねできている」「普通」「ややできていない」「できていない」の選択肢のうち、「できている」「おおむねできている」と回答した割合

※意見については、数が多いものについて要約して抜粋

学校司書の配置については、令和 5 年度までは全校で週 1 日（年間 48 日）とされてきた。しかし、週 1 日では児童生徒の読書活動の支援が十分に行き届かない学校があるということで、区教育委員会は、学級数・貸出数等の状況から 10 校（全て小学校）を選定し、令和 6 年度より、週 2 日配置のモデル実施をしている。

モデル校全体とそれ以外の学校全体で比較すると、モデル校以外の学校全体での貸出数が減少したのに対し、モデル校全体での貸出数は増加となっていた。

貸出数のモデル校平均とモデル校以外の平均との比較は、図表 19 のとおりである。

図表 19 貸出数のモデル校平均とモデル校以外の平均との比較

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(R3→R6)
モデル校 平均	一人当たり貸出数	47.3 冊	47.2 冊	43.7 冊	45.2 冊	(△2.1 冊)
	増減率	-	△0.1%	△7.4%	3.4%	(△4.4%)
モデル校以 外の平均	一人当たり貸出数	43.5 冊	41.5 冊	41.5 冊	40.3 冊	(△3.2 冊)
	増減率	-	△4.5%	0.0%	△3.0%	(△7.4%)

※児童数による差をなくすため、一人当たり貸出数で比較

令和5年度と6年度を比較すると、モデル校以外の一人当たり貸出数が3.0%減少したのに対し、モデル校では3.4%増加している。令和3年度から6年度の比較では、モデル校以外の一人当たり貸出数は7.4%減少した一方、モデル校の一人当たり貸出数は4.4%の減少に留まった。また、学務課によると、貸出数だけでなく、学校図書館の授業利用が202%、読み聞かせの実施は278%増加したことである。前述の学校司書業務のアンケートにおいても、モデル校からは、「勤務日が週2回に増えたので、初期指導や、読書への関心意欲が高まるようなイベントを実施することができた」、「担任の業務軽減にもつながり、図書室の利用も増加傾向」等、週2日の配置になったことによる効果を実感する意見が見られた。

学校司書の配置については、自治体によって形態・内容が異なるが、23区においては、週2日以上の配置が多い。

23区の学校司書の配置状況は、図表20のとおりである。

図表 20 23 区の学校司書の配置状況

区分	週 5 日程度	週 4 日程度	週 3 日程度	週 2 日程度	週 1 日程度
区	港、世田谷、中野、杉並、荒川(5 区)	文京、大田、葛飾(3 区)	千代田、墨田、品川(3 区)	新宿、渋谷、北、練馬、足立(5 区)	中央、台東、江東、目黒、豊島、板橋、江戸川(7 区)

※学校図書館問題研究会「東京都学校司書配置状況調査 2023」による

※令和 5 年 5 月 1 日現在

※複数の勤務形態がある場合、多数の学校で採用している時間で集計

※1日の勤務時間が不明の場合、6 時間と定義し計算

※年・月の日数・時間数で配置されている場合、週の日数に換算して算出

※配置方法（委託、派遣、会計年度任用職員等）は区によって異なる。

学校司書の配置方法は区によって異なる<sup>26</sup>が、約 7 割の区が週 2 日以上配置しており、週 5 日（毎日）配置している区も 5 区存在する。区の配置状況は十分であるとは言い難く、改善の余地があると考えられる。

区教育委員会は、学校司書の役割と効果を改めて検証し、配置拡充を検討すべきである。これにより、児童・生徒の読書活動を支援すると同時に、教員の負担軽減を図ることが期待される。

## (2) 読書活動に関する取組

学校図書館運営上の重要事項を定めた「学校図書館ガイドライン<sup>27</sup>」では、「学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい」としており、区立小中学校は、同ガイドラインに基づき、全校で「読書活動全体計画」を策定している。同計画は、学校図書館に係る事項だけでなく、学校全体での読書活動の目標、学年ごとの目標、教科学習での取組、地域・公共図書館・家庭との連携などについて定め

<sup>26</sup> 令和 5 年 5 月 1 日現在、最も多いのは委託による配置（13 区）。

<sup>27</sup> 学校図書館ガイドラインとは、平成 28 年 11 月、学校図書館の整備充実を図ることを目的に、文部科学省により定められた指針のことである。

ており、各校は、1年間の取組状況を踏まえた上で、毎年度計画を改定している。指導室によると、計画に対する実績報告の作成は行っていないが、教員経験者である指導主事が、適宜取組状況の確認を行っているとのことである。

校内での読書活動の取組として、各校が同計画に記載しているのが、朝読書の実施である。朝読書とは、ホームルームや授業の始まる前、児童生徒と教師がそれぞれ自分の読みたい本を読む活動であり、一般的には、「全員で、毎日、好きな本を、ただ読むだけ」とされる<sup>28</sup>が、学校・学級により内容は異なる。子ども読書計画では、この朝読書について、区立小中学校全校、全学年、全クラスで継続して実施するとしている。しかし、中央図書館が実施した朝読書に関するアンケートの結果では、回答した学校のうち、小学校で74.2%、中学校で85.9%のクラスが実施しているという回答であり、全クラスでの実施は達成されていなかった。

朝読書実施に関するアンケート結果は、図表21のとおりである。

図表21 朝読書実施に関するアンケート結果

区分	全学級数	回答学級数	回答率	朝読書を「実施している」と回答	朝読書を「実施していない」と回答	回答学級の実施率
小学校	820学級	330学級	40.2%	245学級	85学級	74.2%
中学校	293学級	85学級	29.0%	73学級	12学級	85.9%

※令和5年度実施

また、同アンケートにおける朝読書に関する意見では、教員の見解は分かれており、朝読書に肯定的な意見もあれば、否定的・懐疑的な意見もあった。

<sup>28</sup> 朝読書は、昭和63年に千葉県の高校教師が提唱した読書活動で、当初は、生徒の心を落ち着かせるための活動として始められた。その後、読解力や集中力の向上、生活スタイル改善などの効果が期待され全国の学校に広がり、平成9年には「朝の読書推進協議会」が発足。文部科学省も読書活動の一環として推進するに至った。

朝読書に限らず、学び支援プランや子ども読書計画に掲載されている取組についての各学校での実施状況は様々であった。主なものとして、子ども読書計画には、「読書通帳の活用」、「学校図書館の授業活用」、「読み聞かせ・おはなし会・音読の実施」などの事業・取組が記載されているが、今回の監査では、これらについての全校での実施は確認できなかった。

計画として掲載する事項は、区教育委員会自らが定める目標及び取組である。教育現場の現状把握を行った上で、読書活動を推進するために必要となる取組については、各学校で実施されるよう、十分な周知を行うことが求められる。その際には、教員の負担に十分に配慮し、実現可能な方法となるよう、支援を行っていくことが必要である。また、取組事例については積極的に情報共有し、区立小中学校全体の読書活動の向上につなげていくことが望ましい。

### (3) 学校図書館連携強化について

子ども読書計画では、学校図書館連携強化として、「学務課、指導室、学校、図書館が連携し、学校図書館の運営を支援」し、「要望があれば、図書館サポーターを派遣して、書架整理、本の修理、ディスプレイ、読み聞かせのお手伝い」をするとしている。図書館サポーターとは、区立図書館の運営や事業に協力するボランティアであり、令和7年4月1日現在、240名が登録している。学校図書館への図書館サポーターの派遣については、基本的に学校からの依頼に応じて実施されており、地域差・学校差が見られる状況である。

図書館サポーターの学校図書館運営支援実施状況については、図表22のとおりである。

図表 22 図書館センターの学校図書館運営支援実施状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	170回	206回	218回	327回
(図書館別内訳)	中央3校、赤塚1校、清水1校、蓮根2校、西台3校	中央3校、蓮根2校、西台2校	中央3校、蓮根2校、西台2校	中央2校、清水1校、蓮根2校、西台2校
中学校	35回	38回	37回	35回
(図書館別内訳)	蓮根1校	蓮根1校	蓮根1校	蓮根1校

令和2年度からの実施状況を確認すると、小学校に対する支援回数は徐々に増加しているが、実施図書館にはほぼ変化がなく、区全体での広がりが見られない。また、中学校に対する支援は、回数・地域ともに変化がなかった。さらに、学校図書館の連携に関しては、図書館側が学校からの新規依頼が増えないという課題を抱える一方、学校側では、様々な連携の窓口がわかりにくいと認識しており、双方向での連携が不足している状況が伺えた。

学校図書館の運営や読書に関する学校での事業・取組については、教員以外のマンパワーが求められている。保護者等による学校図書館ボランティア団体の活動が活発な学校がある一方、そういう協力の少ない学校もあるため、図書館センターは、人手不足の学校での読書活動支援の一助となり得るものと考えられる。

中央図書館は、図書館センターによる読書活動の支援について、学校側に積極的に周知することが求められる。また学務課・指導室においても、図書館センターを利用した読書活動の取組について学校間での情報共有を促すなど、学校と区立図書館との協働体制の整備を促進することが望まれる。

#### (4) 学校連携用電子図書館について

区は、GIGAスクール構想に基づき、一人一台端末を活用した多様な学びを実践している。子ども読書計画においても、「GIGAスクール構想

による ICT の活用」という取組を掲げ、中央図書館は、令和 6 年 4 月に各学校を通じて児童生徒に学校連携用電子図書館<sup>29</sup>の ID 及びパスワードを配付し、小中学生が Chromebook で読書できる環境を整備した。

しかし、中央図書館が小中学生に対して令和 6 年 5 ~ 6 月に実施したアンケート<sup>30</sup>の結果では、電子書籍の認知度は学年が上がるにつれ高くなっていたが、その利用はいずれの学年でも低い状況であった。

小中学生の電子書籍の認知度と利用状況は、図表 23 のとおりである。

図表 23 小中学生の電子書籍の認知度と利用状況

区分	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生
知っている	38.1%	66.7%	88.5%
使ったことがある	34.7%	33.5%	37.0%

また、区は、令和 2 年度中に小中学生の一人一台端末の配備を完了し、高速大容量通信ネットワークの整備が完了した令和 3 年 9 月から本格的に Chromebook を活用した学習を開始しているが、令和 2 年度からの電子書籍の利用状況に変化はなかった。

電子書籍を利用した生徒の割合の推移は、図表 24 のとおりである。

図表 24 電子書籍を利用した生徒の割合の推移

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
直近 1 か月に読み終えた本 の中に電子書籍があった	26.8%	23.0%	27.1%	22.1%	25.3%

※中学校教育研究会国語科研究部実施「読書についてのアンケート」による

さらに、中央図書館が学校連携用電子図書館の運用を開始してから 1 年以上が経過しているが、今回の監査では、電子図書館の利用が学校

<sup>29</sup> 学校連携用電子図書館とは、一般利用者の「板橋区電子図書館サービス」について、児童生徒に配付している ID でログインすることにより、著作権が切れている青空文庫や、児童書読み放題パックの作品などを閲覧できるサービスのことである。

<sup>30</sup> 令和 6 年度中央図書館実施「子ども読書計画 2030 策定に向けたアンケート」。アンケートは、小学 2 年生・5 年生・中学 2 年生に対し実施。

内で促進されている様子は確認できなかった。

電子図書館は、場所や時間を選ばず利用できる、端末一つで多くの本を読むことができる、汚損や紛失のリスクがないなどのメリットがある一方、提供されている本の種類が少なく、読みたい本が読めないなどのデメリットがある。また、そもそも電子書籍は、画面表示によっては文字が読みにくい、特定のページに戻るなどの操作が煩雑、端末のバッテリーを消費するなど、紙の本にはない制約がある。よって、紙の本と電子書籍は、双方の利点を生かし、状況に応じて活用されることが望ましい。

区教育委員会は、学校図書館と学校連携用電子図書館、紙の本と電子書籍について、それぞれのメリット・デメリットを把握した上で、いずれか一方に偏るのではなく、児童生徒が状況に応じて自ら適切に利用できるよう推進していくことが求められる。

## (5) 現地視察の状況について

学校図書館は、1) 児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能、2) 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、3) 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しているとされる<sup>31</sup>。現地視察では、各学校がこれらの機能を発揮すべく、それぞれに工夫している様子が確認できた。

---

<sup>31</sup> 学校図書館ガイドライン（1）学校図書館の目的・機能

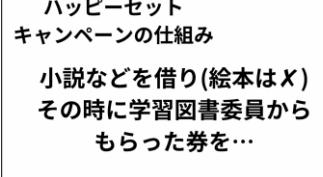
小学校では、発達段階の異なる児童が利用することを踏まえ、それぞれの学年に応じた利用環境づくりが行われていた。具体的には、低学年がよく利用する図書を低い書架に配置するなど、児童の身体的特性に配慮した取組が確認された。また、一部の学校ではカーペットや畳、ソファを設置し、児童がリラックスして読書できる環境を整備していた。



畳の読書スペース(大谷口小学校)

さらに、教科書に掲載されている図書をまとめて配置することで授業との関連性を高める工夫や、図書委員が「しおり」を作成し読書数に応じてプレゼントするといった、児童の読書意欲を高める活動も実施されていた。夏期休業中の水泳教室の期間に図書館を開放するなど、長期休業中にも児童の利用機会を確保する取組も確認された。

中学校では、生徒が自主的に館内の運営を工夫する様子が見られた。夏期休業前の貸出増加キャンペーンとして、本を5冊借りると券がもらえる、通常は借りられない漫画を借りることが

 <b>学習図書委員会からの お知らせです</b> 	<b>ハッピーセットキャンペーンを リニューアルします！</b> 
<b>ハッピーセット キャンペーンの仕組み</b> 小説などを借り(絵本はX) その時に学習図書委員から もらった券を… 	<b>次回からその券と引き換えに 漫画が 借りられるようになります！</b> 

生徒作成のプロモーションビデオの一部  
(上板橋第二中学校)

できるというキャンペーンを実施しており、生徒が作成したプロモーションビデオを流していた。また、生徒が授業で作成した雑誌を展示する、読書量10位までの生徒の表彰状を掲示するなど、図書館への来訪を促進する取組も実施されていた。

小中学校とともに、近年改築された学校では、児童生徒の往来が多い学校の中心部に図書館が設置され、通路の一部として常時開放されていた。また、廊下側にも本棚が置かれるなど、自然と本に触れる環境が整備されていた。



廊下側にも本棚がある図書館  
(板橋第一小学校)

このように、いずれの学校でも工夫や努力が見られたが、それらの取組に関する情報共有が積極的に行われている様子や、管理者による把握の状況は確認できなかった。学び支援プランでは、学校図書館の充実における取組として、「各学校の事例を共有する」としており、区教育委員会における進行管理調査においても「好事例を共有した」と報告されていたが、学校司書間のみでの共有など、限定的な範囲に留まっていた。

学校図書館の活用については、不読率の上昇を背景に、積極的に推進する動きが見られる<sup>32</sup>。区教育委員会は、前述の各学校における読書活動の取組と併せて、学校図書館での好事例についても横展開し、区全体の学校図書館の活用度を上げていくことが求められる。

また、今回の監査では、従来の機能に加え、学校図書館が一部児童生徒にとって教室に代わる居場所として機能する事例が確認された。長期間同じ学校に勤務する学校司書からは、過去に複数の児童が図書館を居場所として活用していたとの話もあった。

校内での居場所づくりについては、国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」において、「自分のクラ

<sup>32</sup> 足立区では令和7年度から「学校図書館活用推進担当係長」のポストを新たに設け、学校図書館活用のモデルとなる「利活用推進校」を8校から15校に増加した。また豊島区では、令和7年度から文化商工部内に設けていた図書館関連の部署を教育部に移管し、区立図書館と学校図書館の連携の強化を図っている。

スに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置」するとしており、校内での環境整備を促進している。区では、「不登校ガイドライン」において、不登校児童生徒が「安心して過ごすことができる在籍学級や保健室とも違う別室を計画的に整備し、学校内に教室以外の居場所を確保する」とし、例として相談室や学校図書館を提示しており、学校図書館が「安心して過ごせる場所」となり得ることを示している。

これまでの実績を踏まえ、今後も学校図書館が不登校児童生徒等の居場所の選択肢の一つとして活用されることが望まれる。

## 6 その他の事業・取組

子ども読書計画では、1)乳幼児期のできるだけ早い段階から読書に親しむ環境をつくること、2)本を読むことを楽しみながら読書を習慣化させること、3)教育委員会をはじめとする行政機関が家庭、地域、学校と連携して取り組むことの3点に重点を置き、読書活動を推進するとしている。この方針に基づき、区では、区立図書館・区立小中学校以外の場所においても、子どもの読書活動を推進する事業・取組を行っている。

### (1) 児童館の事業・取組

児童館は、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設であり、区は、地域子育て支援拠点事業<sup>33</sup>対応施設として、乳幼児親子向けの事業を中心に運営している。各館は、子どもの年齢や発達段階に応じた絵本や児童書を備え、職員による本の紹介や本の貸出サービスを通じ、子どもが日常的に本に親しめる環境を整備している。また、弥生児童館、ゆりの木児童館の2館に設置されている「絵本のひろば」(絵本専用の部屋)では、多様な絵本が整備され、親子でゆっくり絵本に親しめる環境が提供されている。



絵本のひろば（弥生児童館）

現地視察を行った弥生児童館では、絵本の読み聞かせ活動や読書イベントを定期的に実施することで、子どもの読書意欲を高めるとともに、地域のボランティアや保護者を巻き込んだ活動を展開していた。館長の説明によれば、特に読み聞かせ活動については、子どもの言葉や感性を育むだけでなく、保護者にとっても音読技術や表現方法を習得できる学

<sup>33</sup> 地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことである。(児童福祉法第6条の3第6項)

びの場となっているとのことである。専門の朗読者による実演を通して、声の抑揚や間の取り方などの技術を自然に身につけることができ、これらのスキルは家庭での読み聞かせに生かされているとのことであった。

こうした取組は、家庭における読書環境の充実に寄与し、子ども読書計画が目指す乳幼児期からの読書習慣の定着に効果的であると考えられる。児童館は、今後も継続的に読み聞かせ等の事業を実施し、子どもが読書に親しむ基盤を形成することが望まれる。

## (2) 保育園・幼稚園の事業・取組

保育園と幼稚園は、根拠法令・設置目的は異なる<sup>34</sup>が、ともに子どもの健全な心身の発達を図る施設であり、区立保育園・区立幼稚園では、子どもの年齢や発達段階に応じた読書活動を行っている。特に乳幼児期は言葉や感性を育む時期であることから、各園では絵本の読み聞かせを日常的に行い、その成長を支える環境を整えている。

区立保育園は、園児の生活リズムに合わせて日々の保育の中に絵本の時間を設け、保育士が選んだ絵本を繰り返し読み聞かせることで、子どもが安心して本に親しめる体験を重ねている。また、園の余裕スペースに「親子ふれあいブックコーナー」を設置し、園児だけでなく、保護者への絵本紹介や貸出を行うことにより、家庭と連携して読書習慣を支援している。

現地視察を行った大谷口保育園では、園庭での外遊びや散歩において、子どもが花や虫など身近な自然に触れた際には、その発見をきっかけに図鑑や関連書籍を手に取り調べる機会を設けていた。こうした体験は、子どもの探究心を育むとともに、読書と



親子ふれあいブックコーナー  
(大谷口保育園)

<sup>34</sup> 保育園の設置根拠は児童福祉法であり、幼稚園の設置根拠は学校教育法であるが、ともに「心身の発達」を支援・助長することが目的であると明記している。

生活体験とを結び付け、より主体的に本へ親しむ姿勢を育成していくものであり、評価できる取組である。

また、区立図書館が行っている団体貸出を利用している園もあり、同保育園においても、本監査を機に小茂根図書館との連携を開始したことであった。

区立高島幼稚園では、園児や保護者が絵本に触れる機会を増やす取組を行っている。具体的には、2階に図書室を設け、一定期間その図書室を開放したり、「よんでよんでの日」という保護者による読み聞かせの日を設け、図書室において保護者が絵本の読み聞かせを実施したりするなどの取組を実施している。図書室の絵本は、高島平図書館の団体貸出を利用し、多くの絵本を用意するよう工夫していた。



「よんでよんでの日」の様子  
(高島幼稚園)

区立保育園・区立幼稚園ともに、読書活動は積極的に行われていたが、区立図書館との連携については、園により差がある状況であった。特に絵本の団体貸出については、図書館の司書に選書してもらえるというメリットがあるため、今後はより一層の活用が望まれる。

### (3) あいキッズの事業・取組

区は、区内の小学生を対象に、学校運営時間外に学校内で安全に過ごす居場所を提供する「あいキッズ」事業を実施している<sup>35</sup>。あいキッズは、区内全51区立小学校で実施され、遊びや体験活動、交流活動、学習活動等をする機会を提供しており、それらの活動の一部として、読書活動も行われている。

<sup>35</sup> 区は、全児童を対象とする「放課後子ども教室事業」と就労家庭等の児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」を一体として運営している。

あいキッズは、室内に本棚や読書スペースを設け、児童が自由に本を読むことができる環境を整備している。また、絵本や紙芝居などの読み聞かせをプログラムとして実施し、児童が読書に親しむ機会を持てるようしている。



あいキッズの読書スペース  
(板橋第一小学校あいキッズ)

現地視察をしたあいキッズには、いずれも多くの本が備えられていた。学校図書館とは異なり、その多くは漫画であったが、学習漫画、一般図書、絵本、図鑑、辞書など、



区立図書館の団体貸出の本  
(北前野小学校あいキッズ)

あいキッズごとに多種多様な本が取りそろえられていた。また、地域図書館の団体貸出を利用し、図書の入替を積極的に行っているというあいキッズもあった。一方、以前は団体貸出を利用していたが、破損等のリスク管理ができないため、利用を中止したというあいキッズもあった。

また、現状では、あいキッズの図書は各所で独自に整備されており、同じ学校内にありながら、学校図書館との連携は限定的であった。

あいキッズは地域教育力推進課の委託事業であり、直接的に学校図書館と連携することは困難であると考えられる。しかし、情報を共有することにより、学校やあいキッズで過ごす児童の読書活動について、効率的・効果的に推進できる可能性がある。区教育委員会は、学校図書館とあいキッズの双方で情報を共有する仕組みを検討し、児童の読書活動を推進することが望ましい。

## **検討・改善を求める事項**

着眼点1 読書活動の支援に関する事業は計画的に行われているか。  
また、事業に係る経費は効率的に使われているか。

### 1 図書館資料の選定基準と除籍基準について

区のように、資料の汚損状況などに応じた除籍基準を定めている自治体も多いが、一般に公開されている除籍基準の中には、日本十進分類法による分類別に保存期限を定めているもの、図書は購入年月日から起算して1年で利用価値を判断するとしているものなどがある。区においても、選定基準や除籍基準、それに付随する作業を改めて見直し、蔵書新鮮度・蔵書回転率を上げることで、費用対効果の高い図書館サービスを目指すことが必要である。ただし、公立図書館は、単に現代の資料を提供するだけでなく、地域の文化・歴史に価値のある資料を収集・保存し、後世に伝える役割も担っている。よって、板橋区立図書館資料保存基準との兼ね合いも考慮しつつ、総合的に質の高いサービスを提供することが求められる。(p.15)

<中央図書館>

### 2 図書館サポーターの活用について

学校図書館の運営や読書に関する学校での事業・取組については、教員以外のマンパワーが求められている。保護者等による学校図書館ボランティア団体の活動が活発な学校がある一方、そういう協力の少ない学校もあるため、図書館サポーターは、人手不足の学校での読書活動支援の一助となり得るものと考えられる。

中央図書館は、図書館サポーターによる読書活動の支援について、学校側に積極的に周知することが求められる。また学務課・指導室においても、図書館サポーターを利用した読書活動の取組について学校間での

情報共有を促すなど、学校と区立図書館との協働体制の整備を促進することが望まれる。(p.36)

<学務課・指導室・中央図書館>

着眼点2 計画に対して所期の効果を収めているか。

### 1 「小さな絵本館」の効果的な運用について

中央図書館によれば、現在の「小さな絵本館」は、誰でも自由に本に触れられるということを主眼としており、協力的な店舗や事業者の理解を得て設置を進めているということである。また、現在の設置場所の中には、毎月内容を入れ替えるなど積極的に取り組む事業者も存在する一方、絵本がそのまま置かれているだけの消極的な運用の場所も見られるとのことであった。

中央図書館は、改めて「小さな絵本館」の設置目的と期待する効果を明確にするとともに、現在の利用実態を把握し、その結果を今後の設置に生かすべきである。その際には、実際に近隣施設への働きかけを行う地域図書館の指定管理者に十分に理念を周知し、地域による偏りが生じないよう、効果的な運用モデルについて情報提供するなど、積極的に支援することが求められる。(p.25, 26)

<中央図書館>

### 2 学校司書の配置拡充について

学校司書の配置方法は区によって異なるが、約7割の区が週2日以上配置しており、週5日（毎日）配置している区も5区存在する。区の配置状況は十分であるとは言い難く、改善の余地があると考えられる。

区教育委員会は、学校司書の役割と効果を改めて検証し、配置拡充を検討すべきである。これにより、児童・生徒の読書活動を支援すると同時に、教員の負担軽減を図ることが期待される。(p.33)

<学務課>

## 総括意見

読書とは、文字通り「書を読むこと」であるが、その意味合いは、目的や手段によって多岐にわたる。読書をする目的としては、知識や情報の獲得、学習や自己啓発、娯楽や余暇活動などがあり、読書の手段としては、本や新聞などの紙媒体、インターネットなどの電子媒体、朗読やオーディオブックといった音声媒体などがある。このように、読書とは単に文字を追う行為ではなく、その背後にある深い意味や目的を含んだ、多面的な営みであると言える。

現在、読書を取り巻く環境は、デジタル化や娯楽の多様化などにより、大きく変化している。しかし、言葉を学び、感性を磨き、人生をより深く味わう上で、読書が欠くことのできないものであることに変わりはない。

区は、読書活動推進の理念に立ち返り、今後も区民の読書活動を支援していく必要がある。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、読書活動支援に関する実績を総括し、今後の施策に生かしていくべきである。特に、区立図書館における蔵書の新鮮度や回転率の向上、学校司書の配置拡充、区立図書館と学校との連携など、区民や児童生徒の読書活動に直結する事項については、現状の課題を踏まえた具体的な改善策を講じる必要がある。

第二に、区は、関係機関の連携を一層強化すべきである。今回の監査では、各図書館・学校の好事例や独自の工夫について、情報が共有されず、組織全体への普及が図られていない例が散見された。これらの連携不足を解消し、各施設での取組を積極的に共有する体制を構築することで、区全体として読書活動の水準を底上げすることが求められる。

第三に、区は、成功事例を生かした読書環境の整備を更に推進すべきである。令和3年3月に移転改築した中央図書館は、デザインを通じた施設利用の質の向上が評価され、複数の賞を受賞した。区民の読書環境の質は飛躍的に高まり、中央図書館の来館者数は現在も増加し続けている。また、学校図書館を「メディアセンター」として学校の中心に設置する取組も、児童生徒が自然に図書に触れる環境整備に効果を発揮している。今後は、これらの取組で得られたノウハウを他施設にも展開し、読書環境の質の向上を着実に進めていくことが求められる。

読書をめぐる環境は、今後も時代とともに変化していくと見込まれる。しかし、いかなる状況になろうとも、読書の価値の本質は不変である。区がこれまで築いてきた読書活動支援の基盤は、未来に向けた重要な財産である。この基盤を生かし、変化に柔軟に対応しながら、子どもから大人まで区民一人ひとりの読書を支える取組が、今後も発展していくことを期待する。

令和7年度 行政監査結果報告書  
「読書活動の支援について」  
(令和7年12月発行)

刊行物番号

R 0 7 - 9 5

発行 板橋区監査委員事務局  
住所 板橋区板橋二丁目66番1号  
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています